川崎市市民館条例及び川崎市立図書館設置条例(抜粋)

1 川崎市市民館に係る指定管理者の指定の手続き等に関する規則の制定の根拠となる川崎市市 民館条例該当条文

川崎市市民館条例(昭和47年川崎市条例第38号)【抜粋】 (指定管理者)

- 第4条の2 教育委員会(以下「委員会」という。)は、法人その他の団体であって次の要件 を満たすものとしてその指定するもの(以下「指定管理者」という。)に市民館(川崎市中 原市民館、川崎市高津市民館及び川崎市高津市民館橘分館に限る。以下この条から第4条の 4まで、第4条の5第2項及び第11条の2において同じ。)の管理を行わせる。
 - (1) 市民館の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画書の内容が、市民館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿った市民館の管理を安定して行う能力を有すること。
- 2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他委員会が必要と認める書類を委員会に提出しなければならない。
- 3 委員会は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。 (委任)
- 第21条 この条例の施行について必要な事項は、規則及び教育委員会規則で定める。 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第4条の次に4条を加える改正規定 (第4条の2 (指定管理者に川崎市中原市民館、川崎市高津市民館及び川崎市高津市民館橘 分館の管理を行わせることに係る部分を除く。)に係る部分に限る。)及び第21条の改正 規定は、公布の日から施行する。
- 2 川崎市立図書館に係る指定管理者の指定の手続等に関する規則の制定の根拠となる川崎市立 図書館設置条例該当条文

川崎市立図書館設置条例(昭和25年川崎市条例第32号)【抜粋】 (指定管理者)

- 第5条 教育委員会(以下「委員会」という。)は、法人その他の団体であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの(以下「指定管理者」という。)に図書館(川崎市立高津図書館橘分館に限る。以下この条から第7条まで及び第8条第2項において同じ。)の管理を行わせる。
- (1) 図書館の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画書の内容が、図書館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿った図書館の管理を安定して行う能力を有すること。
- 2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他委員会が必要と認める書類を委員会に提出しなければならない。
- 3 委員会は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、本則に13条を加える改正規定(第 5条(指定管理者に川崎市高津図書館橘分館の管理を行わせることに係る部分を除く。)に 係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。